



# トッパアンドコア通信

【2024年8月】

2024年7月、正式に中央最低賃金審議会から **令和6年度地域別最低賃金額改定の目安** について、厚生労働大臣に対して答申が行われました。

**各都道府県の引上げ額の目安**については、ランクに関係なく、全国一律で50円とされています。今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が**地域別最低賃金額**を決定することとなります。仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は **1,054円** となります。この場合、全国加重平均の上昇額は50円（昨年度は43円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

## ■2024年10月から社会保険の適用拡大

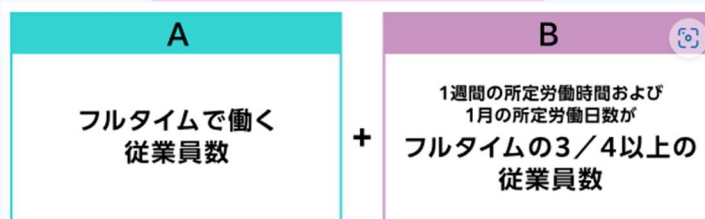
2024年10月から **厚生年金保険の被保険者数が51人以上** の企業（「特定適用事業所」）等で働く **短時間労働者の社会保険加入が義務化** されます。適用拡大のタイミング(2024年10月)を見据えて、**社会保険の加入対象となる従業員**を把握し、各従業員への説明の進捗状況や加入の希望などを管理しておきましょう。



### 従業員数のカウント方法

※「従業員数」は、厚生年金保険の被保険者数のことを指します。

従業員数は以下のA+Bの合計



※従業員には、上記要件を満たす正社員や有期職員等だけでなく、パート・アルバイトも含まれます。

- 原則として、従業員数の基準を常時上回る場合（※）には、適用対象になります。  
※厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち6ヶ月以上基準を超えることが見込まれる場合を指します。
- 法人は、法人番号が同一の全事業所の従業員数を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

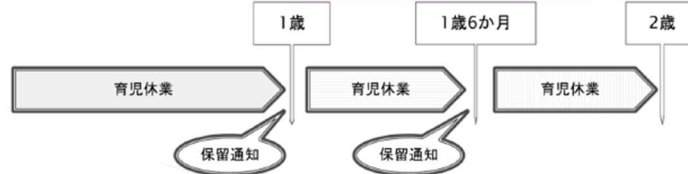


## ■ 2025年4月から育児給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

雇用保険法施行規則の省令改正に伴い、2025年4月1日以降に保育所等に入れなかったことを理由とする **育児休業給付金の延長申請**を行う際の**手続きが厳格化**されることが決定しました。

### ■ 現行

「保育所等の入所を希望し、利用を申し込んだが当面入所できない場合」を育児休業給付金の延長の要件とし、その事実を、原則として自治体の発行する **入所保留通知書で確認**



### ■ 見直し後

#### 【追加要件】 市区町村への申込内容を確認

- 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと
- 市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと

自治体の入所保留通知書のみではなく、本人の申告内容等に基づき、ハローワークにおいて **延長の適否を判断**

#### 延長時 必要書類

(現行の確認書類)

- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

+

(追加する確認書類)

- 本人が記載する申告書
- 市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

これまでの確認に加え、**保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要**になります。事業主は従業員へ育児休業を延長する場合には、

① **申込期限（子が1歳の誕生日を迎える前）までに入所の申し込みを行うこと（申込日重要）**

② **延長時には3点の書類が必要** になることを早めに周知しておきましょう。

## ■ 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化（2025年1月～）

労働安全衛生法等の手続きのうち、約800の届出等が電子申請できますが、**2025年1月より一部の手続きが義務化**となります。事業主は、e-Gov 電子申請の準備を進めておきましょう。

#### 2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

### 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市東区中村区名駅 1-1-1 JP 刈一名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

E-mail : info@topandcore.or.jp

http : //www.topandcore.com/

